

用 語	定 義 及 び 追 加 説 明
(14) 保護方策	【包括指針】 リスクの低減(危険性又は有害性の除去を含む。以下同じ。)のための手段をいう。これには、本質的安全設計方策、安全防護、付加保護方策、使用上の情報の提供及び作業の実施体制の整備、作業手順の整備、保護具の使用及び労働者に対する教育訓練の実施等を含む。
	【JISB9700】 リスク低減を達成することを意図した方策。次によって実行される。 －設計者による方策(本質的安全設計方策、安全防護及び付加保護方策、使用上の情報)及び －使用者による方策[組織(安全作業手順、監督、作業許可システム)、追加安全防護物の準備及び使用、保護具の使用、訓練]
(15) 本質的安全設計方策	【包括指針】 ガード又は保護装置を使用しないで、機械の設計又は運転特性を変更することによって、リスクの低減を行う保護方策をいう。
	【JISB9700】 ガード又は保護装置を使用しないで、機械の設計又は運転特性を変更することによって、危険源を除去する又は危険源に関連するリスクを低減する保護方策。
(16) 安全防護装置 保護装置	
	【JISB9700】 ガード以外の安全防護物。
(17) 安全防護物	
	【JISB9700】 ガード又は保護装置。
(18) 安全防護	【包括指針】 ガード又は保護装置の使用による保護方策をいう。
	【JISB9700】 本質的安全設計方策によって合理的に除去できない危険源、又は十分に低減できないリスクから人を保護するための安全防護物の使用による保護方策。